第5章

魅力ある教育環境づくり

テーマ 15 「学校施設の耐震化・老朽化対策」

背景(課題)

平成7年に発生した阪神・淡路大震災において、昭和56年度の新耐震設計基準施行後の建物はほとんど被害が見られなかったが、昭和55年度以前の建物は相当の被害があり、特に昭和45年度以前の建物の被害は甚大であった。

この結果を踏まえ、昭和55年度以前に建築された学校施設について平成7年度から平成13年度までに耐震診断を実施した。耐震改修工事については、平成8年度から開始し、平成14年度から平成18年度までの5年間で耐震性が低く優先的な対策が必要とされるCランク建物については完了した。



【耐震補強の例】

平成19年度からは、「あいち地震アクションプラン」が 策定され、Bランク建物について改修工事を行っている。

耐震化率は平成 2 5 年度末現在で高等学校 8 4 . 4 %、特別支援学校 9 9 . 5 %である。

大規模	ナン th 恒	<u> </u>	+ + 2	ス字	タ 州
人規保	ᄉᄊᄱᆝᆑ	کار کا	19 1	ママ	王性

ランク	構造耐震指標 (I s 値)	大規模な地震に対する安全性					
Α	0.7以上	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する 危険性が低い。					
В	0.3以上0.7未満	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する 危険性がある。					
С	0.3未満	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する 危険性が高い。					

^{*}Is値:建物の強度・粘り強さ、建物形状やパランス、建物の経年劣化などの指標から 求められる、建物の耐震性能を表す指標

学校施設は、児童生徒の安全確保を図るため、また、災害時には避難所としての 役割を果たす施設であることから、東日本大震災等の際に多くの学校で被害のあった天井材、内・外装材、照明器具などのいわゆる非構造部材も含め、学校施設の早期の耐震化完了は喫緊の課題となっている。非構造部材の中では、体育館吊り天井の落下防止対策が、最優先に取り組むべき課題となっている。

一方、県立学校施設については、昭和40・50年代の生徒急増期に建設された建物が多く、30年を経過した施設は全体の約83%を占め、老朽化が進んでいる。県立学校では、建築後概ね30年を経過した校舎のうち、劣化状況や建築年度等を勘案して、屋上防水、外装・内装改修、電気・給排水設備改修等の大規模改造工事を実施してきたが、現在は耐震改修を優先していることから、屋上防水、外壁、トイレ改修等に留まっており、抜本的な老朽化対策を延伸している状況である。

関連する施策の実施状況|

・耐震改修工事及び体育館吊り天井落下防止対策工事の実施

平成26年度は県立学校において引き続きBランクの建物について、71棟の耐震改修工事及び53棟の先行設計を実施した。また、体育館の吊り天井の落下防止対策については、建物の耐震改修工事にあわせて2棟の対策工事を実施するとともに、20棟の先行設計を実施した。

小・中学校については、耐震化が推進されるよう、会議等の場で国や市町村に対する働きかけを行った。

取組の成果

平成26年度に耐震改修工事を実施した71棟について、耐震性能の向上(Is値*0.7以上)を図ることができた。

その結果、平成27年4月1日現在の県立学校の耐震化率は、高等学校が前年度から6.1%増の90.5%、特別支援学校は前年度と同じ99.5%、市町村立学校においても前年度の99.6%から99.8%と耐震化が進んだ。

また、体育館吊り天井の落下防止対策済率は、高等学校で4.9%となった。

課題

- ・ Bランク建物について、平成27年度の完了を目指して耐震化を行ってきたが、 残り棟数が相当数あり、中には、複数の棟の工事が残っている学校もある状況 である。加えて、体育館吊り天井の落下防止対策についても喫緊の課題として 国から対応を迫られている。そこで、複数棟の工事などに伴う学校運営上の負 担軽減を考慮しつつ、体育館吊り天井の落下防止対策も併せて早急に取り組む こととし、ともに平成28年度までに完了することとした。今後は、この方針 のもと耐震化に取り組んでいく必要がある(図表1)。
- ・ 小・中学校についても、市町村に対して耐震化の重要性を周知、徹底するとと もに、市町村の事業量に見合った交付金の確保を国に要望していく必要がある。
- ・ 県立学校の老朽化対策については、耐震改修完了後の課題として、施設の長寿命化・建て替え並びにこれに伴う事業費の平準化にも考慮し、中・長期的な老 朽化対策の方針を定め、非構造部材の耐震化とあわせ対策を推進していく必要 がある。

【図表1:公立学校施設の非構造部材の耐震対策実施状況(27.4.1文部科学省)】

区分	屋内運動場等にお 耐震対		その他非構造部材の 耐震対策済率		
	愛知県	全国平均	愛知県	全国平均	
幼稚園	0.0%	82.3%	48.9%	60.1%	
小・中学校	76.6%	85.5%	58.2%	64.5%	
高等学校	43.3%	82.6%	9.1%	80.4%	
特別支援学校	82.2%	87.0%	16.7%	82.7%	

耐震対策済には、吊り天井のない屋内運動場等を含む。

今後の方向性

短期的に取り組むこと

長期的に取り組むこと

- ・ 平成 2 8 年度に県立学校の B ランク建物の耐震化及び体育館吊り天井の落下防止対策を完了する。
- ・ 平成 2 7 年 3 月に策定した「愛知県公共施設等総合管理計画」に基づき、老朽 化対策を軸とする県立学校施設の個別施設計画を策定する。
- ・ 非構造部材の耐震化を図っていくとともに、個別施設計画に基づき老朽化対策 に取り組む。

(関係課室:財務施設課)

背景(課題)

公立学校は、教育の機会均等等を確保する観点から地方公共団体が設置し、教育委員会が統一的に指導するのに対し、私立学校は、私立学校法に基づく学校法人が設置し、創立時の健学の精神や独自の校風のもと、特色ある教育を実践することにより、一人ひとりの個性に合った可能性を拓く教育を行っており、公立学校と私立学校はともに愛知の公教育において重要な役割を担っている。

本県では、私立学校の健全な発展を促進し、父母負担の軽減、教育条件の維持向上及び経営の安定化を図るために、私学の振興を重点施策とし、全国的にも高水準の助成策を講じている。

また、公・私立高等学校の設置者間では、「愛知県公私立高等学校設置者会議」において、中学3年生の進路実現に向けた課題や取組について協議するなど公私間の連携を深めながら、本県全体の教育水準の向上を図っている。

一方で、高等学校(全日制)の生徒募集にあたっては、中学3年生の進路希望状況などを勘案し、公私が協議のうえ、計画進学率を93%とし、公私2対1の比率で募集枠を設定しているが、近年、進学実績は90%程度に留まっており、計画と実績の間に3%の乖離が生じている(図表1)。

年 度			24	25	26	27(速報値)	
中学卒業者数			72,411 人	72,932 人	74,427 人	73,625 人	
進	路希望	9月(第1回)		94.2%	94.0%	94.2%	93.8%
状況調査			公立	79.5%	79.5%	79.2%	78.0%
全日制 + 高専進学希望率			私立	12.9%	12.5%	13.0%	13.6%
		12月(第2回)		92.6%	92.4%	92.6%	92.1%
			公立	72.2%	71.8%	71.7%	70.1%
			私立	18.3%	18.4%	18.6%	19.6%
進	計画	(全日制 + 高専) (全日制 + 高専) (計画 - 実績)		93.0%	93.0%	93.0%	93.0%
進 学 率	実 績			90.0%	89.9%	90.0%	90.0%
率	乖 離			3.0%	3.1%	3.0%	3.0%

【図表1:中学3年生の進路希望状況及び進学率】

なお、近年、私立高校では生徒募集枠に対し2,000人を超える欠員(平成24年度:2,203人、25年度:2,234人、26年度:2,373人)が生じており、今後の少子化時代を控え、生徒の確保・経営の安定化が課題となっている。

このような状況を背景に、少子化時代に対応した愛知の公教育のあり方をテーマに平成24年10月に教育懇談会(第3回)が開催され、出席者からさまざまな意見をいただいた。

とりわけ計画進学率や公私比率の課題については、入試制度や私学助成、中学生及びその保護者のニーズなど、様々な要因が複合的に絡みあっており、総合的に中・長期的に議論していくことが必要との意見もあり、公私の連携・協調・協議といった取組が、さらに重要性を増している。

関連する施策の実施状況|

上記の課題や意見を踏まえ、平成26年度は、公私関係者(県、名古屋市、私立高等学校設置者)において、平成27年度の生徒募集計画及び中学3年生の進路実現に係る公立高等学校と私立高等学校に共通する教育課題について協議(公私立高等学校設置者会議・公私連絡会・公私立高等学校設置者懇談会など)するなど、公私間の連携・協力を深めながら本県全体の教育水準の向上に努めた。

取組の成果

平成26年度も、中学3年生一人一人が希望と適性に応じた進路選択を実現できるよう公私が協調して、生徒の受入及びこれに関連する取組を行うことができた。

課題

一方で、平成27年3月卒の県内中学3年生の全日制高等学校への進学率は90.0%(速報値)となっており、依然として計画(93%)との間に約3%の乖離が生じている。

また、平成27年度生徒募集においても、私立高校に2,000人を若干超える欠員が生じ、状況に大きな変化は見られなかった。

今後の方向性

今後も、この乖離についてさらに分析を進め公私が協調して具体的な対策を検 討していく。

また、私学の欠員については、公私両輪で本県の教育を支えていくうえでの大きな課題として、公私が協調し改善に取り組む必要がある。

短期的に取り組むこと

・ 公私立高等学校設置者懇談会等の機会を捉え、これからの公私のあり方について大局的な意見交換を行うなど、公私間協議の充実により具体的な対応策を 検討する。

長期的に取り組むこと

・ 私学関係者の協力を得て、平成27年3月に策定した県立高校教育推進基本 計画に基づき、中学生及びその保護者のニーズに合致した魅力ある県立高等学 校づくりを推進していく。

(関係課室:財務施設課、高等学校教育課、義務教育課)

テーマ 17 「子どもと向き合う環境の整備」

背景(課題)

県民の学校教育に対する期待に応えるためには、教職に対する強い情熱を持ち、 指導力、人間力に優れた優秀な教員の確保や教職員の適正配置、現職教職員のさら なる教師力の向上に取り組む必要がある。昭和50年代の児童生徒急増期に採用さ れた教員が退職期を迎える中、優秀な教員を多数確保するための新たな方策を打ち 出していくとともに、教員の資質向上に向けた具体的な取組を進めていく必要があ る。

また、より良い教育を実現していくため、教員が児童生徒としっかりと向き合う環境を整えることが必要であり、心身ともに健康な状態で校務に取り組むことが求められることから、教員の多忙化を解消することが喫緊の課題となっている。

関連する施策の実施状況

<u>・教員採用選考試験のPR活動の実施</u>

教員としてふさわしい資質能力を備えた優れた人材を確保するためには、まずは 教員採用選考試験の受験者数を増やす必要があることから、県内外で採用選考試験 のPR活動を行っている。平成26年度は、説明会を県内3カ所(刈谷市・江南市・ 蒲郡市)と県外5カ所(神奈川県・大阪府・静岡県・福井県・広島県)で開催した。

・新たな特別選考の導入

教員採用選考試験において、経験や実績が豊富な人材を積極的に採用するために、これまでにも教職経験者や芸術・スポーツの分野で秀でた技能や実績及び経験を有する人材、民間企業の経験者、外国語が堪能な者、介護を理由に退職した者などを対象とした特別選考を実施してきたところであるが、新たな特別選考として、平成27年度採用選考試験(平成26年実施)では、「特別支援教育に関する特別選考」を実施した。

・教員の適正配置、多忙化の解消

平成27年度教職員定期人事異動において、教育力の向上と効果的な人材育成をはかるために、長期勤務者(10年以上)の積極的な異動と再任用教員の適正な配置を行った。また、教員の多忙化の解消については、年次休暇の取得促進及び時間外勤務の縮減に向けて、通知や校長会等の機会を通じて配慮を促した。

取組の成果

・ 平成 2 6 年度の教員採用選考試験説明会は、全体で 2 , 9 3 9 人の受験予定者の参加を得ることができた(平成 2 5 年度は 2 , 8 6 4 人)が、平成 2 7 年度教員採用選考試験(平成 2 6 年実施)の志願者数は 8 , 8 1 4 人、倍率 5 . 7 倍となっていることから、受験者の増加を図るためには、一層の P R に努める必要がある。

・ 平成 2 7 年度教員採用選考試験(平成 2 6 年実施)では、合格者 1 ,5 4 0 人の内、元教諭・講師特別選考 1 1 9 人を始めとして、特別選考で 3 4 4 人が合格者となり、経験や実績が豊富な人材を積極的に採用した。

[教員採用選考試験の志願倍率の推移]

左帝		採用予定者数							
年度	小学校	中学校	高等学校	特別支援	養護教諭	栄養教諭	合計	志願者数	倍率
23	730	410	320	110	70	10	1,650	9,858	6.0
24	710	420	360	120	50	10	1,670	10,030	6.0
25	750	390	330	130	60	10	1,670	9,645	5.8
26	700	330	360	110	60	10	1,570	9,325	5.9
27	700	330	330	120	50	10	1,540	8,814	5.7

- ・教員の適正配置については、平成27年度教職員定期人事異動における異動総数が8,102人であった(平成26年度7,809人)。その中で例えば、県立学校における長期勤務者の異動数は270人(平成26年度240人)、異動全体における割合は28.5%(平成26年度34.3%)で、学校の教育力の向上や効果的な人材育成をねらいとし、年齢バランスに配慮した積極的な異動を行った。
- ・ 教員の多忙化解消については、学校視察の際に、在校時間等の状況記録を確認するとともに、勤務時間の長い教職員の勤務実態の聞き取りを行うことで、勤務状況の的確な把握に努めた。

課題

教員の資質の向上を図るために、各学校における校内研修の取組の充実とともに、 県総合教育センターを中心とした研修体制を充実していく必要がある。また、教員 の多忙化解消については、会議や行事の見直し等による校務の簡素化を図るととも に、メンタルヘルス不調の早期発見、早期対応など、教職員が心身ともに健康な状態を維持して職務に携わることができる職場環境の整備を促す必要がある。

今後の方向性|

短期的に取り組むこと

・ 平成28年度教員採用選考試験(平成27年実施)では、「大学推薦特別選考」 及び「社会人特別選考」の受験区分・教科を追加し、優秀な人材の確保に努める。

長期的に取り組むこと

・教員の多忙化解消については、在校時間等の状況記録を活用して、教職員一人一人の勤務状況を的確に把握するとともに、校務のより一層の効率化を促し、時間外 勤務の縮減に継続的に取り組むよう、学校への周知と指導を引き続き行っていく。

(関係課室:教育企画室、教職員課)

背景(課題)

教育委員会は、首長から独立した行政委員会として位置づけられており、教育の専門家だけでなく、多様な特性を持った複数の非常勤の委員の合議により意思決定を行うことにより、「政治的中立性の確保」、「継続性・安定性の確保」、「地域住民の意向の反映」の確保が図られている。

平成23年10月に大津市で発生したいじめによる生徒の自殺という重大事態に対し、当時の市教育委員会が適切な対応を取らなかったことがきっかけとなり、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化などを図るため、平成26年度に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(以下、「地教行法」とする。)が改正され、全ての地方公共団体が首長と教育委員会を構成員とする「総合教育会議」を設置し、首長が教育に関する「大綱」を策定することとなった。

《改正法の主なポイント》

「総合教育会議」の設置

すべての地方公共団体に、首長が召集する「総合教育会議」を設置し、教育行政の大綱の策定や重点施策、緊急事態への対応について、首長と教育委員会が協議・調整を行う。

「大綱」の策定

教育の目標や施策の根本的な方針となる「大綱」を首長が策定する。

新「教育長」の設置

教育委員長と教育長を一本化した、新たな常勤の責任者(新「教育長」)を 設置し、教育行政の責任の明確化と緊急時の対応の迅速化を図る。

なお、政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執 行機関とし、職務権限は従来どおりとする。

関連する施策の実施状況|

県教育委員会では、以下の取組により、保護者や地域住民の期待に応えるよう、 教育行政を行っている。

・教育委員会会議、教育委員協議会の開催

教育に関する重要な事項について、審議・決定を行った。また、教育委員による自由闊達な意見交換の場として、教育委員協議会を随時開催した。

・住民の意向等の把握

教育委員とPTA等との意見交換を実施したり、学校等の実情調査を積極的に行ったりすることにより、地域住民の意向や学校現場の現状の把握に努めた。

・改正地教行法への対応

平成27年4月1日の施行に向け、関係条例・規則の整備を実施した。

・広報・広聴の実施

教育委員会会議の開催日や議事録の Web ページでの公開や、保護者向け広報紙「パレット」の発行などの広報活動、県民の意見・提言や苦情・要望、質問・照会等を受け付ける「ご意見箱」の Web ページへの設置による広聴活動により、県民の県教育行政への理解の促進と意向の把握を行った。

・キャンペーン活動への参加

「スマートフォン・携帯電話の安心安全な利用」を重点テーマとして、平成26年9月10日(水)に実施した教育キャンペーンキックオフイベントに、県教育委員長が出席し、県民に直接訴えかけを行った。また、市町村や学校が主催するキャンペーンにも県教育委員が参加し、児童生徒への呼びかけなどを行った。

取組の成果

教育キャンペーンを始めとする、県教育委員会が主催するイベント等に、教育委員が積極的に参加することにより、県民の目に見えるような教育委員の活動を実施することができた。



[学校主催キャンペーンへの参加]

課題

改正地教行法に基づき設置した総合教育会議の場を活用して、県教育委員会と 知事部局が一層の連携を図っていく必要がある。

今後の方向性

短期的に取り組むこと

・ 本県の教育振興基本計画である「あいちの教育に関するアクションプラン」が平成27年度に終期を迎えることから、改正地教行法に基づき知事が策定する教育に関する「大綱」との整合性を図りながら、「第三次愛知県教育振興基本計画(仮称)」を知事部局と連携して策定する。

平成27年4月17日に、第1回総合教育会議を開催し、上記について合意された。

・ 現教育長の任期が終了する平成 2 8 年 4 月からは、教育委員長が廃止され、新体制に移行する予定であることから、その円滑な移行を図る。

長期的に取り組むこと

「第三次愛知県教育振興基本計画(仮称)」に基づき、これまで以上に、県教育委員会事務局と知事部局が連携して、本県の教育の充実に向けた取組を推進していく。

(関係課室:総務課、教育企画室)